

発議第9号

議案第11号「流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に関する附帯決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年3月22日提出

提出者

教育福祉委員長 宮田 一成

議案第 1 1 号「流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に関する附帯決議

流山市老人福祉センターは、老人の福祉の向上と増進を図ることを目的に設置され、これまで多くの市民に愛され、利用されてきた。

また、流山市自治基本条例及び流山市市民参加条例は、地方分権以降、「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」という、本来あるべき自治の姿に向け、更に推進・発展させていくことが不可欠であることから、策定作業が始まり、流山市自治基本条例第 1 3 条第 1 項「市及び議会は、市民等の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。」及び第 2 項「市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければなりません。」としている。

この前提は、市民と行政側の信頼である。施設の名称についての 8 0 件を超える市民等の意見を真摯に受け止めるべきと考える。

以上、決議する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

千葉県流山市議会